

上場有価証券等に関する説明書

本説明書は、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）のリスクや概要等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い交付する「上場有価証券等書面」です。本説明書の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙に記載の売買手数料をいただきます。

- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が必要となることがあります（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といいますが、）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた際や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた際に、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる場合があります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、本書面上の「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国証券については、その国の政治、経済、社会情勢の変動によっては、突発的な規制等が行なわれ、お取引に影響を与える場合があります。また、現地諸費用の額につきましても変動する場合がありますことから、本書面上その金額をあらかじめ記載することができないため、詳細につきましては当社ホームページにてご確認ください。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

なお、本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- PTS（私設取引システム）への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

※ 注文された上場有価証券取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）この「取引報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリスク・コンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

当社の概要

| | |
|-------|--|
| 商号等 | 楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号、商品先物取引業者 |
| 本店所在地 | 〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1 |
| 加入協会 | 日本証券業協会 |
| 資本金 | 7,495百万円 |
| 主な事業 | 金融商品取引業 |
| 設立年月 | 1999年3月 |

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス

カスタマーサービス部

フリーダイヤル：0120-41-1004

携帯電話から(有料)：03-6739-3333

法人口座お問い合わせダイヤル：0120-088-547

携帯電話から(有料)：03-6739-3340

受付時間：月曜日～金曜日 8時00分～18時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

上場有価証券等に関する説明書 別紙

○手数料について

(以下、手数料・費用は何れも税抜表示)

国内の金融商品取引所に上場する株式等（日本株式）の現物取引における売買手数料

日本株式（現物取引）の売買（私設取引システム（PTS）における現物取引の売買を含む）が約定した際には、次の2つの手数料コースのうち、お客様が選択されたコースの手数料を支払っていただきます。お客様が選択されている手数料コースは、当社メンバー画面にてご確認ください。

[超割コース]

貸株、投資信託の残高、信用取引の売買代金・建玉残高に応じて手数料（超割・超割（大口優遇））が決定します。

| 約定代金 | 超割(税抜) | 超割(大口優遇)(税抜) |
|-----------|---------|--------------|
| 5万円まで | 50円/1回 | 0円 |
| 10万円まで | 90円/1回 | 0円 |
| 20万円まで | 105円/1回 | 100円/1回 |
| 50万円まで | 250円/1回 | 238円/1回 |
| 100万円まで | 487円/1回 | 426円/1回 |
| 150万円まで | 582円/1回 | 509円/1回 |
| 3,000万円まで | 921円/1回 | 806円/1回 |
| 3,000万円超 | 973円/1回 | 851円/1回 |

手数料ランク条件の詳細は、別途当社が定めます。詳細は、当社ウェブサイトをご覧ください。

※ 上記手数料には、別途消費税がかかります。

[いちにち定額コース]

| 1日の約定代金合計 | 手数料(税抜) |
|-----------|-----------|
| 10万円まで | 0円 |
| 20万円まで | 191円/1日 |
| 30万円まで | 286円/1日 |
| 50万円まで | 429円/1日 |
| 100万円まで | 858円/1日 |
| 200万円まで | 2,000円/1日 |
| 300万円まで | 3,000円/1日 |

以降、100万円増えるごとに1,000円追加

※ 1日の約定代金合計は、前営業日の夜間取引と当日の日中取引を合算して計算いたします。

※ 当社が別途指定するETFの手数料は0円です。いちにち定額コースの場合は、約定代金合計に含まれません。

※ 少額投資非課税制度（以下、「NISA」といいます）および未成年者少額投資非課税制度（以下、「ジュニアNISA」といいます）でのお取引にかかる手数料は無料です。但し、ジュニアNISAにおける課税未成年者口座（課税ジュニアNISA口座）でのお取引については、上記の手数料が適用されます。

※ いちにち定額コースにおけるNISAおよびジュニアNISA（課税ジュニアNISAを含む）でのお取引（約定）代金は、1日の約定代金合計の計算に含まれません。

※ 上記手数料には、別途消費税がかかります。

また、カスタマーサービスのオペレーター取次ぎによる電話注文においては、次の手数料を支払っていただきます。

| 約定代金 | 手数料(税抜) |
|---------|-----------|
| 50万円まで | 3,450円/1回 |
| 100万円まで | 3,800円/1回 |
| 150万円まで | 4,000円/1回 |
| 150万円超 | 4,500円/1回 |

※ NISA およびジュニア NISA のオペレーター取次ぎによる電話注文につきましても、上記手数料をお支払いいただきます。

※ 上記手数料には、別途消費税がかかります。

単元未満株式の買取請求手数料

単元未満株式の取次ぎ手数料については、1件につき300円＋消費税がかかります。

立会外市場取引（クロス取引）手数料

立会外取引（クロス取引）手数料については、1件につき「取次手数料 5,000円＋約定金額の0.01%」がかかります。

※ 上記手数料には、別途消費税がかかります。

米国の金融商品取引所に上場する株式等（米国株式）の売買手数料

米国株式の売買が約定した際には、1回の取引につき約定代金の0.45%（最低手数料0.00米ドル、上限手数料20米ドル）の手数料をお支払いいただきます。

※ 売却時に現地通貨建ての約定代金から現地諸費用を差し引いた金額が上記売買手数料を下回る場合は、現地通貨建ての約定代金から現地諸費用を差し引いた金額を手数料といたします。

※ 円貨決済にて米国株式の売買を行う場合、現地通貨建ての受渡代金を、国内約定日の適用為替レートにて円換算した金額が受渡代金となります。

※ 上記手数料には、別途消費税がかかります。

中国の金融商品取引所に上場する株式等（中国株式）の売買手数料

中国株式の売買が約定した際には、次の手数料を支払っていただきます。

| 手数料区分 | | インターネット取引（税抜） | 電話取引（税抜） |
|--------------------|---------|---------------|------------------------------|
| 国内手数料 (※ 対約定代金) | 10万円まで | 500円 | インターネット取引料金 プラス 2,000円 |
| | 10万円超 | 約定代金の | |
| | 100万円未満 | 0.5% | |
| | 100万円以上 | 5,000円 | |

※ 約定代金は適用為替レートで計算した円換算金額です。

※ 上記手数料には、別途消費税がかかります。

アセアンの金融商品取引所に上場する株式等（シンガポール株式、タイ株式、マレーシア株式、インドネシア株式）の売買手数料

アセアン株式（シンガポール株式、タイ株式、マレーシア株式、インドネシア株式）の売買が約定した際には、1回の取引につき約定代金※の1.00%（最低手数料：500円）の手数料を支払っていただきます。

※ 約定代金は適用為替レートで計算した円換算金額です。

※ 上記手数料には、別途消費税がかかります。

※ 上記の「株式等」には当社が取り扱う「上場投資信託受益証券（ETF）」、「指標連動証券（ETN）」、「不動産投資信託証券（REIT）」、「預託証券（DR）」、「上場新株予約権証券」、その他国内上場有価証券等を含みます。

※ 手数料は当社の判断により変更する場合があります。

日本型預託証券（JDR）受益権転換取引の手数料

日本型預託証券（JDR）の転換（現引き）の申込みには、以下の手数料、費用の価額に応じた消費税及び地方消費税を、当社及び当社を通じて三菱UFJ信託銀行株式会社に別途お支払いいただく必要があります。

- ① 転換取扱手数料：1銘柄につき5,000円（税抜）
- ② 転換事務取扱手数料（転換取扱証券会社（当社）分）：1銘柄につき2,000円（税抜）
- ③ 消費税及び地方消費税相当額：転換価額総額に消費税率を乗じた金額

（2020年1月）